

会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する
意見書

自治体で働く会計年度任用職員は、２０２０年総務省調査によると全国で７０万人とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっています。

適正な任用・勤務条件の確保を目的に、２０２０年４月から会計年度任用職員制度がスタートしましたが、今なお「官製ワーキングプア」と揶揄される状況にあり、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていません。とりわけ短時間の会計年度任用職員には法律上期末手当しか支給できないなど格差は広がるばかりです。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定が急務となっています。

つきましては、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

- １．短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し（地方自治法第２０３条の２、第２０４条の改正）を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。
- ２．各自治体における会計年度任用職員等の処遇改善促進にむけ、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
- ３．会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月29日

多 久 市 議 会

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

内閣官房長官 松野 博一 様

総務大臣 寺田 稔 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様